

岐阜県公報

目次

告示

土地収用法に基づく事業の認定
道路の区域変更
道路の供用開始

(用地課) 一一五
(道路維持課) 一一七
(同) 一一七

公示

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件
公共測量の実施

(商業流通課) 一一七
(用地課) 一一八

告示

第二千三百二十三号

平成二十四年二月二十四日

(金曜日)

岐阜県告示第七十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十四年二月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 起業者の名称
大野町
- 二 事業の種類
うぐいす公園整備事業（以下「本件事業」という。）
- 三 起業地
 - 1 収用の部分
岐阜県揖斐郡大野町大字公郷字七ノ坪地内（以下「本件起業地」という。）
 - 2 使用の部分
なし
- 四 事業の認定をした理由
 - 1 法第二十条第一号の要件への適合性について
申請に係る事業は、大野町が事業主体となり、本件起業地につぐいす公園を整備するものであり、法第三条第三十二号に該当すると認められる。
したがって、本件事業は、法第二十条第一号に規定する要件を充足するものと判断される。
 - 2 法第二十条第二号の要件への適合性について

起業者は、本件事業において、既に財源措置を講じており、本件事業を施行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号に規定する要件を充足するものと判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

(一) 得られる公共の利益

大野町は、国指定の野古墳群や揖斐二度桜など数多くの文化財を有する一方、企業誘致が活発に行われ、多くの住宅団地の造成により現在も人口が増加する傾向にある町である。この増加する住民の公共施設へのニーズは、増大かつ多様化しており、近年においては、特にスポーツ、健康、また歴史や自然等への関心が高まっている。大野町では、このような状況を踏まえ公園緑地整備として、身近な公園の整備、水辺環境・親水空間の整備や緑化の推進に取り組んでいる。

しかしながら、大野町内において、本件起業地を含むうぐいす地区（以下「本地区」という。）のみには、公園が整備されていない上、今まで地域住民の運動や遊び場として利用されてきた、本地区内にある大野町立中小学校（以下「小学校」という。）は、児童の安全を考慮して学校関係者以外の立ち入りが制限されたため、地域住民がふれあい憩う場所が絶対的に不足している。加えて、近年、安全な避難場所の確保への重要性が高まっているが、防災指定避難場所である小学校は前述のとおり学校関係者以外の立入が制限されているため、夜間や休日における災害発生時において、小学校が避難場所として利用できるまで、素早く避難できる一時避難所の要請が高まっている。

本件事業の完成により、子供の遊び場や高齢者の憩いの場、スポーツ・レクリエーション活動やコミュニケーション活動の場として、あるいは災害時における一時避難場所としての機能を併せ持つことで全ての人が安全にかつ快適に利用できる施設としての活用を図ることができる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で調べたところ、周辺環境に与える影響は小さいものと予測される。

したがって、本件事業の完成により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

(二) 失われる利益

起業者によると、本件起業地に文化財保護法（昭和二十五年法律第一百二十四号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は、無いとのことである。また、希少な動植物の存在は確認されておらず、失われる利益は小さいと考えられる。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(三) 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地の選定について、本地区内の三案について、社会的条件、経済的条件、技術的条件から総合的に検討した結果、本起業地が選定されており、その選定は適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第二十条第三号に規定する要件を充足するものと判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性について

(一) 事業を早期に施行する必要性

3 (一)で述べたように、子供の遊び場や高齢者の憩いの場、スポーツ・レクリエーション活動やコミュニケーション活動の場としての機能が期待できるとともに、災害時における一時避難場所としての機能も期待できると認められる。

また、地元から、一時避難所の機能を併せ持つ本公園の設置を強く要望されている。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲は合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があるものと認められるため、法第二十条第四号に規定する要件を充足するものと判断される。

5 結論

1 から4 までに述べたとおり、本件事業は、法第二十条各号に掲げる要件を充足

するものと判断される。よって、本件事業については、同条の規定による事業の認定をするものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所
大野町役場産業建設部建設水道課

岐阜県告示第七十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年二月二十四日から一週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間		区域	敷地の幅	延長	備考
一般 国道 二百五十六号		下呂市金山町東沓部字西山 二二六番七地先から 同 市同 一三四番一地先まで	字同	変更 前後 別 （メートル）	一・四 二・六	延 （メートル） 一四七	
					後 三・七 三・八	前 一四七	

岐阜県告示第七十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年二月二十四日から一週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間		延長	供用開始	備考
一般 国道 二百五十六号		下呂市金山町東沓部字西山 二二六番七地先から 同 市同 一三四番一地先まで	字同	（メートル） 一四七	平成 二四・二五	決定又は 変更の 年月日 （ほか）
					平成 二四・二四	

公 示

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び同条第二項の規定により意見書の提出があったので、同条第三項の規定により概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十四年二月二十四日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十四年二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 建物の名称及び所在地
（仮称）ドン・キホーテ岐阜瑞穂店
瑞穂市稲里字村西五八〇番地一 外
- 二 意見の概要
住民の意見
・夜間における来店車（者）からの騒音防止や来店車のライトの住宅方面への投光防止、敷地周辺へのゴミの不法投棄防止のため、敷地北面の住宅境界線に緑地帯ま

たは遮蔽壁を設置していただきたい。
(届出事項 新設)

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により羽島市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

羽島市

二 作業種類

公共測量(街区基準点等のパラメータ補正)

三 作業期間

平成二十四年二月十四日から

同 年三月三十一日まで

四 作業地域

羽島市

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により笠松町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

笠松町

二 作業種類

公共測量(街区基準点等のパラメータ補正)
作業期間
平成二十四年二月十三日から
同 年三月三十一日まで

四 作業地域

羽島郡笠松町

平成二十四年二月二十四日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

各務原市テクノプラザ一

ビー・オール・テクノセンター